

X 概念、定義、部門分類など、昭和35年表 と取扱いを変えた点

昭和40年表は、昭和35年表に続き、国民経済計算のベンチマーク年である昭和40年について基本表として作成されるものであり、時系列分析に利用される最初の基本表であるので、概念、定義、部門分類などについて、根本的または大巾な変更は行なっていない。

しかし、推計結果の精度の改善をはかる必要および結果利用の多様化に即応する必要のため、これらの取扱いを若干変更している。

なお、部門分類を変更した点については、公表に当たって昭和35年部門分類に組替えて計数を提供している。また、概念・定義を変更した点については、昭和35年表を今回の概念・定義に合わせて修正する予定にしている。

部門分類の変更点の詳細については、Ⅱ資料3、第1表参照。

(部門分類の変更)

1. 農業部門における450・350部門分類の変更

「一般作物」、「工芸作物」の分類体系を、「食用作物」、「非食用作物」の体系に改めた。これにより、たとえば、「嗜好料作物」が「コーヒ豆・カカオ豆」、「その他の飲料用作物」、「葉たばこ」に分割された。

また、「畜産」、「食品」部門では、部門が細分割された。たとえば、「その他の畜産」が「養豚」、「肉牛」、「その他の畜産」に3分割されたなどである。

2. 153部門分類における変更

(1) 「1102 石炭・亜炭」を $\left\{ \begin{array}{l} \text{「1101 石炭」} \\ \text{「1102 亜炭」} \end{array} \right.$ に2分割した。

(2) 「7120 軌道・道路旅客輸送」を、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{「7121 地方鉄道・軌道」} \\ \text{「7122 道路旅客輸送」} \end{array} \right.$ に2分割した。

(3) 「7140 道路貨物輸送」を、 $\left\{ \begin{array}{l} \text{「7141 道路貨物輸送」} \\ \text{「7142 道路輸送施設提供」} \end{array} \right.$ に2分割した。

(概念・定義の変更)

3. 資本形成の範囲

資本形成の範囲は、国民所得統計の概念と合わせて、「耐用年数1年以上で、単価が1件3万円以上の財貨を基準とし、国民所得統計における範囲を考慮して定める」こととした。

(具体的品目としては、民生用電気機器の一部の品目が、今回、資本形成の範囲から落ちる)

4. 間接税・補助金

(1) 自動車税の一部および再評価税は間接税としていたが、国民所得統計の概念に合わせて、直接税として扱うこととした。

(2) 食管会計黒字分を間接税として扱った。

(3) 農業共済保険および重油関税還付金を補助金に含めた。食管会計の赤字分は補助金として扱うが、勘定別繰入額によって部門別に表示した。

5. 輸 出 ・ 輸 入

(1) 再輸出品は、輸入貨物の逆送分で輸入のとり消し扱いとなり、再輸入品は、輸出貨物の逆もどり分で輸出のとり消しとなり、その分はそれぞれ輸入・輸出から控除せねばならないが、原資料(日本外国貿易月報)の関係で、昭和39年以降、品目別の再輸出入額が把握できないため、昭和40年表では品目別に控除していない。

(2) 「傭船料(タイムチャーター)」の受払は昭和35年表では、要素所得の取引とみなし計上していなかったが、今回は運輸サービスの受払とし、「715000 外洋輸送」の輸出入として計上した。

(注) 外航海運部門では、船舶を所有し、かつ貸渡する業を営む事業者(オーナー)が独立の経済主体として存在し、船舶を運航する事業者(オペレーター)との間に、かなり多くの船舶を貸借する用船市場が成立している。

(3) 昭和35年表では、輸入葉たばこを「製造たばこ」部門に格付けしていたが、今回は、「葉たばこ」部門に格付けした。

(4) 洗上羊毛、トップなどの輸入品は原料とみなし、「011702 羊毛」に含めていたものを、今回は製品とみなし、「230300 毛紡」に含めた。

6. 政府の範囲

一般政府のうち、官公立学校、建設工事、各種保険特別会計等はそれぞれ該当する産業に一旦格付けし、産出で政府消費および資本形成に配分する扱いにしているが、今回は、上記のほかさらに「空港管理・港湾管理」も同様の扱いとすることとした。

7. 副産物・屑の扱い

(1) 次の品目については、副産物の扱い（ネガイン方式）を止め、生産物として扱った。

- ・大豆粕は植物原油部門の生産物とした。（昭和35年表では植物原油→大豆（輸入）の副産物）
- ・コウゾ、ミツマタ、クリ、タケノコは特殊林産物の生産物とした。（昭和35年表では、コウゾ……特殊林産物の副産物→製紙原料作物、クリ……特殊林産物の副産物→果実として扱った）

(2) 商業部門から発生する、たわら・かますは屑扱いとし、米部門へネガインしていたが、今回はわら加工品部門へネガインした。

（購入者価格評価表の変更）

8. 最終需要部門に発生した屑の扱い

副産物・屑発生表に最終需要部門欄を設け、購入者価格評価表の最終需要部門には、屑のマイナス投入を行わない計数を計上することとした。

（個別部門の推計取扱いの変更）

〔農業関係〕

9. 「と殺」部門の拡大と「肉鶏」の産出方法の変更

昭和35年表では、「その他の養鶏」部門から肉鶏を、直接、需要部門へ産出していたが今回は「と殺」部門の概念と範囲を拡大し、「肉鶏処理」の生産活動を含め、肉鶏はと殺部門を迂回させて鶏肉にしてから、それぞれの需要部門に産出させることとした。

昭和35年当時は、肉鶏の加工処理（と殺、羽根取、内蔵分離など）は流通段階で行なわれるものとしていたが、昭和40年に至っては、ブロイラーの生産の増大につれて、肉鶏の処理加工を専門とする生産活動が分離独立し、無視しえないものになって来たためである。

〔商業関係〕

10. 露店・売店などの活動も生産額に含めた。昭和35年表では推計もれ。

〔運輸業関係〕

11. 「その他の輸送」の配分の扱い。

この部門は、旅行あっせん業のみであり、その産出配分については2通りの考え方がある。

- (1) 旅行あっせん手数料は、運賃、宿泊料等に付随するものとして、運賃あるいは宿泊料等を支払った利用者側がそれらのサービスを購入する。
- (2) 旅行あっせん手数料は、輸送業あるいは旅館業等の業務委託費からなるので、産出もこれらの部門に行なう。

昭和35年表においては、(1)により産出配分を行なっていたが、今回は産出推計の明確化、国民所得統計の家計消費支出との齟合性などの観点から、(2)の方法に改めた。

12. とん税等港湾諸税について

とん税は、昭和35年表では、関税とともに控除するよう概念規定しているが、今回は港湾経費の一種とみなし、沿海内水面輸送施設提供のアクティビティとした。とん税は目的税ではないので、この取扱い方法に多少の疑問はあるが、経済的機能においては、入港料と全く同一であり、しかも国際収支表の港湾経費にも含まれており、国民所得統計との齟合性からも妥当と思われるが、投入は普通のアクティビティとは異なり、間接税のみとした。

13. 鉄道車輛

需要者(国鉄・民鉄)から鉄道車両メーカーに交付される原材料については、アクティビティの観点からみると、本部門の経済活動に含まれるべきであるので、本部門の生産額の推計に当たっては、メーカーの売り渡し価格に交付原材料分を加えたものとした。

[サービス関係]

14. 「下水道」の生産額

経費総額をもって生産額とし、普通会計からの繰入分は政府へ配分した。昭和35年表では、手数料収入をもって生産額としている。

15. 「清掃業」の産出配分

昭和35年表では、内生配分は一括分類不明に産出していたが、今回は各セクターへ配分した。

16. 帰属利子の産出配分

「金融業」にたいする帰属利子の配分、および概念上営業余剰の生じない「生命保険業」「専売事業」にたいする帰属利子の配分は行なわないこととした。

17. 「住宅賃貸料」の生産額の推計

マンション等家賃の追加、借家人自己負担修繕費の加算を行なった。

18. 「電信・電話」

取替資産部分(ケーブル線)を追加した。

19. 保健所

保健所は昭和35年表では「医療」に格付けしていたが、今回は「公務」に格付けした。したがって、各産業の保健所の投入は「医療」ではなく「営業余剰」に含まれ、税外負担となる。

〔その他〕

20. コスト的マージンの取扱い原則の明確化

流通マージンとみなされないコスト的運賃、商業マージンの範囲を明確にした。すなわち、流通マージンは生産者から購入者に至るまでに要した費用であり、財の流通過程において生産者価格が形成される時点以前に要する輸送コスト（たとえば、素材の発駅ホーム以前の運賃、たばこの小売店到着時以前の運賃など）あるいは、外国にある外国商社に支払われた手数料、市場調査費、または中古品取引の手数料などは、コスト的マージンとみなすこととし国内貨物運賃表、商業マージン表から除外することとした。

21. 仮設部門からの投入の扱いの変更

(1) 梱包

昭和35年では、一括梱包を投入し、事後に梱包の投入パターンで品目別に分割したが（仮設のバラシ）、今回は産業毎に使用する梱包資材が区々であること、また、梱包資材に関する統計も充実して来たことなどから、直接品目別に投入を行なった部門がある。

（化学、食品）

(2) 事務用品

「印刷・出版」の産出配分は、特別にそれを使用する部門を除いては、「事務用品」部門を通じて、事後的に配分することとした。